

PTA等共済だより

第16号
2014/5/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■ 神奈川県立高等学校安全振興会の公益認定申請に「不認定」の判断！？

平成26年4月28日、神奈川県（黒岩裕治知事）は、神奈川県公益認定等審議会（齋藤真哉会長）の答申の結果を踏まえ、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の公益認定申請に対して「不認定」の判断を下しました。主な理由は次のとおりですが、共済事業に対するニーズ、団体設立の趣旨、背景等への考慮が足りないほか、PTAや安全互助会が実施している共済事業の意義や役割を十分に理解していないと言わざるを得なく、非常に残念でなりません。内閣府や他県においても共済事業を公益目的事業として認めるケースがある今、神奈川県だけは、共済事業は共益であり認めないとしているようです。また、「不特定多数」の解釈も厳しく、認定法別表各号の目的に直接貢献するか否かというところでも、独自の判断をしているようです。

- （神奈川県公益認定等審議会の判断）—詳細は、公益informationのホームページで参照することができます。
- ・ 災害の補償を受けるのは、会費を納入した会員に限定されていることから受益の機会が限定されている共益の事業である。
 - ・ PTA等共済法の認可を得て行う事業は、一般的、抽象的な意味での公益性は認められる。
 - ・ 共済事業には、教育に対する副次的な効果は認められるものの、直接貢献するような効果とは認められない。また、その効果は、他の民間企業や団体が行う保険や共済と同じ範ちゅうにとどまる。
 - ・ 補償内容の充実や掛金の保険業者に対する優位性や非営利性をもって公益目的事業としての特徴を見出しているが、これは共済事業の本旨であり、公益目的事業としての認定にあたって考慮すべき事実ではない。

（参考）PTA・青少年教育団体共済法 第1条（目的）
この法律は、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

■ 安全普及啓発活動等の取り組み紹介

家庭教育電話相談事業「PTAすくすくライン」

当法人では鹿児島県PTA連合会とともに、園児、児童生徒等の健全育成を推進する趣旨のもと、鹿児島大学の先生にアドバイザーとしてご協力をいただきながら、祝日、年末年始の休日を除く、毎週月曜日から金曜日までの9時から17時までの間、子育て期の家庭生活におけるしつけや生活習慣、学業や交友関係等に関する保護者等が抱える諸問題についての相談者の電話相談に対して、相談員が適切な助言を行う家庭教育電話相談事業を実施しています。保護者や祖母、児童生徒等から、しつけ、家庭教育及び学校生活のことなどの相談が年間200件前後寄せられています。

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

PTA・安全振興会合同研修会
鹿児島大学教育学部有倉教授の講演
『子育て期の悩み相談から』



PTAすくすくラインカード

■ PTA等共済事業を実施する団体に関係する税について

加入者に関係する税金について(共済金、共済掛金)(第2回/全3回)

共済に限ったことではありませんが、民間保険においても、共済掛金(保険料)の負担(支払)が誰であるか、共済金(保険金)受取人が誰であるか等によって、課税される税金の種類が変わってきます。以下は、死亡共済金(保険金)の例です。

次回は・・・
「共済団体に課税される税金」
登録免許税や受取利子等

掛金(保険料)負担者	被共済(保険)者	共済金(保険金)受取人	対象となる税の種類
Aさん	Aさん	相続人	相続税(非課税取扱あり)
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得)
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

※1 (500万円×法定相続人の数)までの金額が非課税となります。

※2 一時所得=(共済金(保険金)-正味払込保険料)-特別控除額(50万円限度) 一時所得の1/2が課税対象です。

※3 共済金(保険金)-基礎控除額(110万円)が贈与税の課税対象となります。

年末調整の時に申告する生命保険料控除(所得税)は、PTA等共済法に基づく共済の共済掛金には適用されません。

■ お知らせ

・平成26年度第1回PTA等共済法に関する研修会のお申込みありがとうございました。申込の状況は次のとおりです。①6月4日(水)自治体担当者向け研修会は15名、②6月5日(木)自治体・団体担当者合同研修会は27名(自治体12名、団体15名)、③6月6日(金)団体担当者向け研修会は50名

次号の発行は、
6月下旬。

・FAQコーナーは、都合によりお休みさせていただきました。
・安全普及啓発活動等への取り組みについて、是非とも御紹介ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

一般財団法人 埼玉県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成23年4月）

当会は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、平成23年4月、全国に先がけて設立されました。

今年で設立4年目に入ります。相変わらず、評議員会・理事会の運営での定足数の確保や、公認会計士による監査、県の立入検査等、何かと気を遣うことが多いですが、ほぼ順調に推移しています。ただ、年々、県の検査が厳しくなってきたこと、普通見舞金の支払が徐々に増えていることなど、課題も多くなってきました。見舞金の支払が多くなるということは、ある意味で、保護者に会の存在が従来以上に認知されたことの証左ではありますが、一方で、支払

能力の限界を認識させることにも繋がり、迅速な対応が求められることとなります。また、子供たちの体力、耐性、運動神経の低下？現象が、怪我の多さと見舞金の増加に拍車をかけているように思えるのですが、この辺りからも対策を考えていかなければならないと感じています。

文科省の吉谷係長始めPTA等共済室のみなさん、並びに県教委のみなさんの日頃からの丁寧なご指導・ご援助にはとても感謝しております。ありがとうございます。

なお、安全互助会の全国組織である「全国安全互助会連絡協議会」の事務局を、平成23年度に静岡県から引継ぎ、會田会長のもと、会の充実・発展に努めています。現在14団体の参加ですが、共済事業を実施する際の様々な悩みや情報交換をする場として、貴重な全国組織となっています。これから認可を目指す団体の参加も大歓迎ですので、お考えいただければ幸いです。（事務局長：細田）



学校関係者向け事務説明会の様子

一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会（共済事業開始：平成23年4月）

「あれから4年・・・」

平成22年度は、PTA等共済法案が、国会でいつ成立するかに一喜一憂していた日々でした。法律は、平成22年5月に成立し、平成23年1月1日からの施行となりました。

埼玉県PTA安全互助会は、平成19年度の臨時総会で積立金を返還することが決定され、やっと平成22年の3月に積立金の返還が完了しました。もっと早く法案が可決していればと思ったものです。法律が成立するまでの間、国会では、審議未了廃案が続いたり、審議が長引いたり、一方当会は、事務局が所在していた埼玉県自治会館の取り壊しが決まり移転を余儀なくされたこと、3人いた事務局職員も1人だけとなったこと、認可後の事務局移転計画も中止したこと等さまざまな出来事がありました。

法律成立後は、共済制度開始までの工程表を作成し、9月に、事務局移転を行い、一般社団法人格を取得し、その後は、すぐに県の認可を取るため、必要書類の作成に取り掛かりました。施行令・施行規則が決まった12月以降、ただちに事業方法書・共済約款・算出方法書（過去5年間の事故の分類・集計）・登記簿謄本・共済事業に係る三事業年度の計画書・貸借対照表等々の作成に着手しました。年末年始返上の怒涛の日々でした。

平成23年2月16日に認可申請書類の提出をし、平成23年3月4日に県からの認可を受け、平成23年4月1日から共済事業をスタートしました。振り返ると、大変だったが貴重な経験をさせていただけたと心から思います。現在では、文部科学省の方々が何度も研修会を開催し、より多くの団体が、共済事業を行えるように様々なご尽力をいただいています。今後、認可を考えている団体は、本当に幸運なことだと思います。県の担当部署の方々も親身に質問に答えていただき、とても身近な存在になっています。感謝しています。この共済事業が、子ども達やPTA会員等のために、今後も継続していくことを願っています。

（事務局長：森屋敏江）

PTA等共済室

- 4月17日（木）-18日（金）全国子ども会連合会事務担当者会議・PTA等共済法の研修
 - 5月23日（金）神奈川県公益認定等審議会事務局（神奈川県総務局組織人材部文書課）打合せ
 - 5月28日（水）全国子ども会連合会定時総会へ出席。
- （PTA等共済室から鍋島共済室長と吉谷が参加）

全国子ども会連合会定時総会で挨拶する鍋島室長（右の写真）



■ 編集後記 「ちひさきものはみなうつくし（枕草子第151段）」は、現代語に訳すと「小さいものはみなかわいらしい」と訳すらしい。私は、ちひさきものを集めている。直径7cmほど小さな煎茶碗、江戸後期の色鍋島である。非常に薄い磁器であり、真っ白な表面にキク科の花が描かれている。「うつくし」は、小さいものや弱いものに対して手を差し伸べたくなる感情を言うのだろうが、可愛らしいや大事にしたいと思う気持ちは、この茶碗の場合は、小さいから思うのではない。粗雑に扱っても今にも割れてしまいそうなその様に、可愛らしい、大事にしたいとの気持ちがめげえるのである。長い年月を経て、その美しさと可愛らしさを保ち、自分のところに辿り着いた偶然もある。骨董収集家のエゴでもあるが、だからこそ、可愛らしい、大事にしたいと思う。

（PTA等共済室：高校時代は古文が苦手であった吉谷）

